

第四十三回 参議院商工委員会會議録第二十三号

(三〇)

昭和三十八年五月十六日(木曜日)

午前十時三十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 赤間 文三君
理事 川上 為治君
岸田 幸雄君
近藤 信一君
向井 長年君

委員

古池 信三君
豊田 雅孝君
吉武 恵市君
阿部 竹松君
松澤 兼人君
二宮 文造君
奥 むめお君

国務大臣

厚生大臣 西村 英一君
通商産業大臣 福田 一君

政府委員

通商産業省 川出 千速君
事務局側 常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

本日の会議に付した案件

○ばい煙の排出の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○採石法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(赤間文三君) ただいまから

商工委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打合会の協議事項について報告いたします。

本日は、ばい煙の排出の規制等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由の説明を聴取する、採石法の一部を改正する法律案について質疑のあとから、御了承願います。

○委員長(赤間文三君) それではこれから議事に入ります。

一昨日、本委員会に付託せられたばい煙の排出の規制等に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。政府から提案理由の説明を聴取いたします。西村厚生大臣。

○国務大臣(西村英一君) ただいま議題となりましたばい煙の排出の規制等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

ばい煙の排出の規制等に関する法律の施行に關しましては、近く指定地域の指定を行なうことといたしているのであります。

この法律の規制対象外となっている規模の小さい施設から発生するばい煙について、たとえば近隣への生活妨害の問題が生ずるおそれがありますが、指定地域内におきましても、かかる施設について地方公共団体が条例を定めてこれを規制するということが考えられるのであります。このような条例を制定することは、本来この法律の趣旨に反するものとは考えていないのであります。この法律を本格的に実施す

るにあたりまして、この点の解釈を明確にするために、この法律と指定地域内におけるばい煙の排出を規制する条例との関係を明らかにする条文を加えるという改正を行ないまして、国及び地方を通じましてばい煙防止対策の円滑な実施をはかることとした次第であります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(赤間文三君) 以上で提案理由の説明は終了をいたしました。自後の審査は後日に譲ることといたします。

○委員長(赤間文三君) 次に、採石法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続きまして質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 速記をとめて下さい。

○委員長(赤間文三君) 速記をとめて。

○委員長(赤間文三君) 速記を始めて。

したように大臣も政務次官も出席しておられないことは、委員会の審議をスムーズにやる場合において非常に残念なことだと思ひます。将来こういうことのないようにひとつ委員長から御注意をしてもいいと思ひます。

○委員長(赤間文三君) はい。

○松澤兼人君 それでは質疑に入りませうけれども、この採石法という特殊の産業の実態はよく私にもわからないので、採石業のうち砂利の採取とそれから特に砕き石というんですか、これとお互いに競合しておるようなふうに考えられます。砕き石をもつて、砂利をできるだけ採取を少なくする、というふうなことが可能性あるのか、現にどうなるふうになっておりますか、この点をまず第一にお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(川出千速君) 砂利の採取業は九十数パーセントは河川を中心にしてとっておりまして、セメントの骨材として使われるわけでございまして、最近の需要も非常にふえてきておりまして、年産約一億五千万トン程度と推測されておる次第でございます。

なお、採石業の中の砕き石業は、山から切り出した岩石を一定の形状に破砕をいたしました。砂利と同じような用途に使われておるわけでございしますが、この生産額はこれも推測でございますが、年間三千万トン程度であらうかと考えられる次第でございます。

す。したがって、現状におきましては、用途は同じでございますけれども、砂利採取業の生産高のほうが砕き石の生産高よりはるかに上回っておるわけでございします。しかし、河川等の砂利は今後それほどの伸びは期待できませんものですから、今後は砕き石の生産に期待することが多くなるのではないかと推測いたしております。

○松澤兼人君 生産量は大体五分の一程度のように承ったんですが、価格の点ではどうなんでしょうか。一立方当たりとか、一トン当たりとか……。

○政府委員(川出千速君) 価格の点は土地によりまして、相当開きがあるようでございますが、東京の場合を例にとりますと、砂利の価格は東京着の値段で一立米と申しますか、千八百円くらいだそうでございます。これはトンに直しますと千二百円くらいになります。普通砂利の場合は体積で単位をとっておりまして、千八百円くらいというふうになるわけでございします。

砕き石のほうもほぼ同じ値段でございますが、若干安いというところも聞いておる次第でございます。

○松澤兼人君 よく問題が起ころのは、砂利を無許可で採取するとか、あるいはまた砂利トラというものが交通事故を非常に起こすとかいうようなことが言われているわけでございしても、通産省としては、別に砕き石をもつて砂利にかえるとか、あるいは砕き石を奨励して、許可があるなしにかかわらず、河川から砂利を取るといふことよりも、砕き石を取るといふことのほうが

いいのじゃないかというふうな奨励なさっていらっしゃることはないのですか。実情に即して結局あるがままにやっておるというだけのことなんですか。

○政府委員(川出千速君) 砂利の採石業につきましては、砂利採取法がございしますが、現実には河川から大部分のものが取れるわけでございまして、これは河川法に基づきまして、河川の管理者である都道府県知事の許可を受けなければならぬことになっておりまして、厳重な許可の対象になっておるわけでございします。したがって、河川の防護という建前から、その許可もますます厳重になりますので、砂利の生産のほうは今後そう大きな期待はできないのではないかと存じます。しかし、砂利の、あるいは砕き石の需要は今後ますます増加するということになりまので、そういう意味で、砕き石の生産増加を期待しなければならぬわけでございします。通産省といたしましては、砕き石業につきましてやはりこれを援助をしていかなければならぬと考えております。現在、衛生上の措置等若干の援助は行なわれておりますが、特にこれを急速に拡大していくというほどの措置が強力に行なわれているという現状にはないと思っております。

○松澤兼人君 この前の委員会でも、やはり砕き石を奨励するということの必要から特別の資金援助も考えているというようなことでありましたが、これも、現実にはまだそういう砕き石を採取する、それからそれを奨励するということについての行政的な措置は何もとられていないのですか。

○政府委員(川出千速君) 三十七年度、昨年度からでございますが、砕き石業につきまして中小企業者である砕き石業者につきましては設備近代化資金の貸付の対象にいたして、これを援助しておるわけでございします。

○松澤兼人君 一体どの程度の資金が出ておりますか。その事業所、それから援助金額、総額のくりになっておりますか。

○政府委員(川出千速君) 中小企業の設備近代化の資金は、三十七年度の予算でございますと、国からたしか三十五億くらいであったかと思いますが、そのほかの府県の分を合わせまして全国では九十億をこえておるわけでございします。この貸付は都道府県から行なわれるわけでございまして、それが業種別にどういうような状態になっておりますか、現在まだ都道府県が実際に窓口になっておりますので、砕き石につきましてもどの程度貸付が行なわれたか、実績を目下調査中でございまして、具体的な数字はまだはっきりわかっていないわけでございします。

○松澤兼人君 これは私もその事業所の中に立ち入って見ているわけではないですけれども、道を通るときに、採石をやっておる状態を外から見ているわけですね。まあきわめて非近代的な非合理的な生産方法を採用しているということははっきりわかる。そのために今度の改正法の問題となっておるいろいろな公害の問題が起ってくるんじゃないかと思うんですけれども、一つには、やはり採石というきわめて原始的な生産方法をとっておるということからくる。そこで働く従業員の問題、これはこの前阿部委員からもお話があり

ましたように、その作業場の中における従業員の衛生保健の施設あるいは厚生施設の設置ということ、それからもう一つは、近隣に与える公共的な災害防止の問題、こういう問題が関連して起こってくるように思う。そこで今局長のお話だと、中小企業の近代化を促進するために金が出ていくことは出ているのだけれども、砕き石という方面にどれだけいってはおるかわからないということでは、やはりせっかく公害防止のために法律の改正をやりましても、実態が把握されていなければ公害防止そのものに対する行政指導ということも十分に行なわれないんじゃないかということをおわかりにならないですか。概略でもおわかりにならないですか。

○政府委員(川出千速君) 砕き石業に對します国の援助につきましては、三十七年度から初めて中小企業の近代化資金の対象になりまして、三月末で三十七年度の貸付が終わるわけでございしますが、三十七年度が終わりましてからまだ時日があまりたっていないものですから、はっきりした数字がわからないというのを申し上げたわけでございまして、そのうちにこれは、数字は確かに実績はあるわけでございしますから、わかるわけでございします。一応私は一億くらいではないかと、これは推測をしておるわけでございしますけれども、まだ今のところ非常に不明確であるということでございます。

それからなお、中小企業金融公庫のほうから、これは中小企業に対して貸付が行なわれているわけでございしますが、これは砕き石業というような分類がないわけでございしますが、土石ということですから、いろいろなものが入

るかと思いますが、土石業に對しまして毎とし数億の融資が行なわれておるわけでございします。

○松澤兼人君 今おっしゃった一億くらいということでありますが、これは政府資金として一億なんですか、地方は別にいたしまして。

○政府委員(川出千速君) 都道府県の分も合わせての一億の推定でございまして、政府の資金という意味ではございしません。

○松澤兼人君 それでは、この問題も改正法律案と直接関係のない問題でありますけれども、採石法の中には、いわゆる採石権というものがあつて、いふまでもなく、これもあまり利用されていないということでは、どういう理由によることなんですか。数字によりまして、採石権によって採石をしているのはわずかに七百五十程度に過ぎません。何が原因で一割程度のものしか、いわゆる法律による採石権の設定というのをやっていないのか、この問題ははどうですか。

○政府委員(川出千速君) 採石法に基づきまして採石権制度ができたわけでございまして、ただいまお話がございましたように、その件数は少ないわけでございします。二十五年度の末に採石法ができたわけでございしますから、実質上動き出したのは二十六年からでございます。現在のところ判明しておりますのは、三十六年までに約九百件ぐらいの採石権が設定されております。これは非常に少ないではないかと、御指摘でございますが、採石権の設定は、これは土地所有者との任意の契約に基づいておるわけでございしまし

て、採石業者にとりましては採石権の設定によりまして安定的な作業ができ、有利になるわけでございします。これは逆の立場の土地所有者のほうから見ますと、それだけ土地所有権を制約される面がございしますのだけれども、採石権の契約される数が少ないというのが実情ではないかと思ひます。なお、採石権の設定につきまして、通商産業局長が申請を待つて強制裁決をする道も開かれておるわけでございしますが、実際にその事例は今のところないわけでございします。

○松澤兼人君 強制設定という方法がありますけれども、それが全然発動していないということでは、発動する以前に当事者の間で話し合いがついてしまつて、そういう強制権の発動ということをする必要がないということですか。

○政府委員(川出千速君) 通商産業局長に、土地所有者との間に持ち込まれた件数はあるわけでございします。通産局長が中へ入りまして、強制設定ではなくて、任意の話し合いによって採石権を設定するというような事例は相当ございします。

○松澤兼人君 もう一つお尋ねしたいのは、採石権を設定すると採石料というものを払わなければならぬ。それは普通の貸借契約の貸賃料というものと、金額の点でどういうことになるのですか。

○政府委員(川出千速君) 採石料は採石権の設定契約の中で定まるわけでございまして、その意味におきましては、貸賃料と私はあまり変りないのではないかと存じます。ただし、採石権に基づきます採石料の変更、つまり将来の値

上げというふうな場合にはなりますと、これは相当特別の事情がない限り非常にむずかしくなってくるわけでございます。その意味におきましては、採石権に基づく採石料のほうは採石業者にとつてははるかに有利になるわけでございます。

○松澤兼人君 それから、直接の公害防止の問題でありますけれども、この改正法律案はほとんど全部といていい、採石をすることによって起る公害を防止するということを規定しているように思うのですけれども、ここに例示してあります法律の改正の主要点であります。三十二条によりますと、いろいろの場合を列挙しておりますが、たとえば「岩石の採取のための土地の掘さく、岩石の破砕又は廃石のた

い積により他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を破壊し、または他産業の利益を損ずる、こういうことが書いてあるのですけれども、私たちがちょっと常識的に考えましても、ここに例示してありますもの以外に、いろいろと公共の利益を侵害するということとが考えられるように思うのですけれども、法律の条文としてこういうふうな例示だけで済むかどうかという問題、この点はいかがでしようか。

○政府委員(川出千速君) 現行、今度の改正法で新たに追加されましたのは、岩石の破砕という原因行為でございます。それと被害を受けるほうの対象といたしまして、公共施設または産業以外に「他人」というのを今度加えたわけでございます。岩石の破砕と申しますと、たとえばクラッシャーで砕くために非常に大きな騒音を発するというようなことも場合にようになります。

これで入るわけでございます。また、ダイナマイトの爆破によりまして岩石が飛んでくるといふような場合は、これは岩石の破砕があるいは土地の掘さく、いずれかに該当すると思われましますし、廃石がくずれて道路に害を与えるというふうな場合は「廃石のたい積により」ということでわかると思ひますので、今度の改正の表現によりまして、公害のほとんどすべての場合は網羅されるのではないかと解釈しておる次第でございます。

○松澤兼人君 土地の掘さくでさく岩機とかあるいは騒音を立てることまで「他人に危害を及ぼし」というふうに結びつけられるかどうか。そのところちょっと疑問に思うのですけれども、どうですか。

○政府委員(川出千速君) 「他人」と申しますのは、これは非常に広く解釈しておりますので、公共施設あるいは産業以外の民家あるいは民家に住んでおる人という意味でございますから、解釈できるかと存じます。ただ、それがどの程度の場合にはたしてこの法の対象として公害防止の方法によつて採掘しなければならぬ事例に該当するかどうかという相対的な程度の問題はございませうけれども、解釈の問題として私は可能かと考えておる次第でございます。

○松澤兼人君 騒音という問題に限定して考えてみますと、この条文を有効させる場合において、そのさく岩機とか岩石の破砕ということに別しまして、はつばをかけるということによる騒音、そういうようなものを科学的にこの程度は他人に害を及ぼすというふうな標準というものは考えられますか。

○政府委員(川出千速君) まだそこまでの技術的基準というものは考えていないわけでございます。社会的な常識に待つ以外にはないのではないかと思ひます。

○松澤兼人君 もう一つ岩石の破砕ということ、そういう言葉を考へてみますと、もちろん破砕して岩片といひますか、石片といひますか、そういうものが飛散して近所の民家の屋根に落ちてくるというふうなことは、破砕といふだけで取り締まりの対象になりますか。

○政府委員(川出千速君) ダイナマイトで爆破したために飛んでくる飛石のような場合は、岩石の破砕よりむしろ掘さくのほうで読めるのかもしれないけれども、これは解釈上どちらでも読めるかと思ひますが、それが飛んできて他人に危害を及ぼすということになりますと、それが民家あるいは通行人というふうな場合は他人でございませうので解釈できると思ひます。

○松澤兼人君 その次の廃石のたい積という言葉なんです、文字どおりに解釈すれば廃石がたい積してあることが他人に危害を及ぼし、それがくずれてくるというふうなことは、あるいは正當の状態であればくずれるはずはないけれども、集中豪雨とか何となくというものがあつたときには廃石のたい積が、くずれてきて、下にある民家を押しつぶしたというふうな、直接の原因、結果の関係ではないけれども、集中豪雨とかといったようなことによつて、その廃石のたい積がくずれてくるというふうなこともこれで読めますか。

○政府委員(川出千速君) そのような場合も読めるかと思ひます。現実には民家があるようなそばに廃石のたい積を設けないようにするとか、あるいはたい積をする場合にも、一定の角度で積み上げさせるといふようなのが公害防止の方法にならうかと思ひます。

○松澤兼人君 先ほど申しましたように採石業といふものはきわめて原始的で、資本力も非常に少ないし、それから、こちらで考へているほどまうく角度がどうのこうのといふようなことは、実際にあたつては、とてもそのとおりに採石業者がやつておるとは思われぬのです。もう一番便利なところで手近なところに廃石を堆積することが多いんじゃないかと思ひますが、これはまあ監督権といひますか、あるいは行政指導といふことで万遺漏なきを期するといふことであれば別として、私はとてもそういうことはむずかしいんじゃないかと思ひますけれども、どうなんですか。

○政府委員(川出千速君) いろいろむずかしい場合も御指摘のとおりあるうかと思ひますが、それにいたしまして、公害を与えるといふことはやはりこれは嚴重に取り締まる必要がございませうので、その辺現実の問題としてはいろいろむずかしい点があるかと思ひますが、必要最小限の措置は今後やつていきたいと考えている次第でございます。

○松澤兼人君 採石をしまして、こちらのほうに県道とか何となく高いところに道が通つておりますね。だんだん谷間を掘つてきて、それで県道なら県道沿いのごくそばまで掘つてくる場合があります。そうしますと、ある距離があるとかあるいはまた危険のないところ

ろでやめてくれればいいですけれども、非常にいい石が出るというときにはつい無理をして県道のほうへ近く掘つてくることもあるわけですね。そういう場合にどの程度といふようなことは判定つきませうか。

○政府委員(川出千速君) これは具体的な場合につきまして、それぞれ事情が違つて存じます。たとえば岩石の質の種類でございませうか、あるいは傾斜の問題でございませうか、違つて思ひますが、採石法を実施いたします通商産業局には鉱山の専門家がたきん配置されておまして、技術的な点につきましては、専門技術者がおりますので、そういう点は私は十分判定できると考へております。

○松澤兼人君 それでその通産局の中の鉱山専門家は、採石の進み具合で、どの程度まで進んでいくかといふ、これから先を掘つたらあぶないじゃないかといふことを始終現場に立ち入つてそれを検査しているのですか。

○政府委員(川出千速君) 現在のところはそれほど絶えず現場を見て回るといふことはやつていないわけでございます。今度法律の改正されました場合には、大体公害問題を起しうだといふところは把握しているわけでございますので、全国五、六千の事業場がございませうけれども、大体問題を起しうだといふところは、あらかじめ調査しておりますし、また今後新しくそうしたものが出てくるかと思ひますが、今後は従来に増して監督を強めていきたいと考へております。

○松澤兼人君 この法律の改正によりまして、地方の通産局の鉱山の専門家

というものは人員がふえますか。

○政府委員(川出千速君) その点は現状の人員でございまして特別の予算的な措置はとられておりません。

○松澤兼人君 それではこの法律だけ

こういふふうに進みまして、新しく公害防止とかあるいは適当な監督とか、あるいは、または必要によつては聴聞をしなければならぬし、場合によつては事業の調査もしなければならぬ、現員でもって、今までも精一ぱいだろうと思うが、それがこういう新しく法律の改正をやつて、人員が一つもふえないということは労働強化になるんじゃないですか。

○政府委員(川出千速君) 人員の増加

ということとは実際問題としてきわめて困難でございまして、その辺は労働強化になつても困るわけでございましてけれども、現在おります職員を有効に運用していく以外にはないものと考えております。

なお、事務的な予算につきましては若干増加している次第でございまして、

○松澤兼人君 こういう実際取り締まりとか、あるいは行政指導とかという法律改正では、非常にりっぱなことをうたつておるわけですが、それを

を実施する面で一つも人員の増加をしないで、現在ある機構、人員でもってやつていくということは、無理な話です、これまでちゃんと経常的な仕事があつたわけですから、その上に今度公害防止ということの特に出たつて、これだけの権限を通産局長に与えるということになるのですから、どうしたって人手がなければだめだと思ふのですけれども、それともう一つは、今度知事に何ですか、請求権を与えることにな

つてゐる。そうすると、知事と通産局長あるいはその鑑山関係の人たちと始終折衝しなければならぬことも起つてくる。それを現員だけでやろうということは無理なことだ。結局こういう公害防止の法律というのは絵に書いた餅に終わつてしまつて、実効はあがらないということが起つてきはないか、これだけの法律改正をやるのであつたらば、少なくとも各通産局に一人二人の公害防止の専門家を置くとか何とかいうことを考へてしかるべきじゃないか、予算も全然つけずに、法律改正だけをやるということ

は、これは野党であればともかく、政

府の提案としてこういうものを出すということとは、何かそこに予算上の裏づけをしなければならぬと思うが、これはどうですか。

○政府委員(川出千速君) 公害防止の

規定は現行法にもございまして、現在も公害防止の点につきまして仕事をしたいわけではないわけではございまして、その規定を改正し、拡大をいたしまして監督を強化しようというわけではございまして、先生の御指摘のような点もあろうかと思ひますが、現在のところ都道府県ともより緊密に協力いたしまして、都道府県は通産局以上に現場には地理的に近い立場にもござい

ます。こういう都道府県の協力も得て公害防止に万全を期したい、かような意味で改正にも都道府県知事との連絡の規定が置かれておるわけでござい

ます。その規定の運用とも相待ちまして万全を期したいと考えておるわけでござい

ます。○松澤兼人君 これは鑑山局長では、やはり政治的な問題ですから、通産大

臣として、今度ではできなかったけれど

もこの次やるとか何とかという言明がなければいけないと思ふんです。○国務大臣(福田一君) お説のとおりでございまして、十分実情を、私、どの範囲の仕事を含めておつたか、持ち分がどのくらいだったかというのと等々よく調べまして、お説のように労働過重のようなことになつておりま

すなれば、当然われわれとしては考へ

たいと存じますので御了承をお願いいたします。○松澤兼人君 それじゃ、最後の質問をいたします。

都道府県知事が公害防止の措置について通産局長に請求できるようになつておりますし、通産局長は知事からそういう請求があつた場合には、実情を調査して所要の命令を出すことができ

るようになっております。その請求を尊重するということはどういうことな

な案件につきまして、都道府県知事のほうから請求があれば、通産局長としても現地に人を派遣して実情を調査するということも必要でござい

ますが、その請求につきましては、できる

だけ尊重をし、協力をして公害防止のために力を尽くしていくという運用になるうかと思ひます。

○松澤兼人君 今までの現実の問題とし

て都道府県知事から採石法によるどうも危険が起つておるとか、起つてうだとか、何とかしてくれというよう

な、この改正法律案の規定ではないですけれども、そういうお話があつた件数というものはおわかりですか。

○政府委員(川出千速君) 統計的な件数はないわけではござい

ということ、それから通産大臣あるいは通産局長が公益ということを重んずるというのと、それから作業の企業性というものを重んずる、こういういろいろ錯綜した利害関係というものがあ

るわけですから、法律を作りさえすれば

いいというものとは違ふと思ふのです。特に勧告したりあるいは事業停止まですることもできる権限を認めてゐるわけですから、よほど実情をよく把握してその施行に万全を期していただかないと、思ふないところでまた問題が起つてくるかもしれないと思ふので

す。このことを希望申し上げて質問を

終わります。○向井長年君 一つだけ、今、松澤委員から質問がございましたこの三十二

条の規定ですが、これは、この法律は大体採石業者に対する公益上の保護の規制、こういうことが主眼だと思ふのですが、そこで採石業者じゃなくて、いわゆる土木建築家ですかいわゆる道路をつくる、あるいは隧道を掘る、こ

う場合に、先ほど言われたダイナマイト等の破片のいわゆる危害、こういう問題をこの法律で規制する、こういうことを先ほど答弁されたように思ふのですが、この点どうなんでしょう。○政府委員(川出千速君) この法律の

対象になつておりますのは採石業に限られるわけでござい

ますから、その他の

の人がやる場合は対象にならないわけ

でござい

ます。○向井長年君 そうすると、そういう

いわゆる道路をつくる。あるいは隧道を掘る中において、い

うな危険があると思ふのです。現在出ておる。こういうものはどこで規制されておるのですか。

○政府委員(川出千速君) ダイナマイトを使うということになりますと、これは火薬取締法の対象になりますので、火薬の取り締まりの関係から規制されるかと思ひます。

○向井長年君 だから、どういふ規制をしておるんですか。やっぱり通産の所管でしょう。

○政府委員(川出千速君) 実は私のところの所管でないもんですから、はつきりと答弁は申し上げられないわけでございます。

○向井長年君 これが非常に多いのですよ。これに類似する問題ですから、公害防止という立場から、いわゆる道路あるいは隧道のために相当一般民家なりあるいはその他の施設に対する危害が多いわけですね。これに関連する問題ですから、この点についての規制の方法がどういふ形であるか。これはダイナマイトだけに限りませんが。

○政府委員(川出千速君) 火薬取締法の所管をしておりませんので、取り締まりをしております。――軽工業局がこれ所管しておりますので、さっそく話を聞いた上で、御返事申し上げたいと思ひます。

○委員長(赤間文三君) ほかに御発言もなければ質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(赤間文三君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(赤間文三君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。採石法の一部を改正する法律案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕
○委員長(赤間文三君) 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(赤間文三君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたしました。本日はこれにて散会いたします。午前十一時二十一分散会

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、ばい煙の排出の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

ばい煙の排出の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

ばい煙の排出の規制等に関する法律(昭和三十七年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第十六条第三項ただし書中「指定

地域となつた際」の下に「又は当該施設がばい煙発生施設となつた際」を加える。

第六章第三十二条の次に次の一条を加える。

(条例との関係)
第三十二条の二 この法律の規定

は、地方公共団体が、ばい煙を発生する施設であつて第二第三項に規定するばい煙発生施設以外のものについて、その施設において発生するばい煙の指定地域内における排出に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

五月十五日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第四項を次のように改める。

3 この法律で「親事業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円をこえる法人たる事業者(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律

第二百五十六号)第十四条に規定する者を除く)であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託又は修理委託をするもの

二 資本の額又は出資の総額が一千万円をこえ五千万円以下の法人たる事業者(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く)であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託又は修理委託をするもの

この法律で「下請事業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託又は修理委託を受けるもの

二 個人又は資本の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託又は修理委託を受けるもの

附 則
この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

昭和三十八年五月二十日印刷

昭和三十八年五月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局